

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	窪 田 もとむ
同	勝 木 勇 人
同	三 浦 英 三

## 定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

### 記

#### 監査の対象

##### 1 定期監査(事務監査)

総務局	国際部
財政局	税政部
	税政部中央市税事務所
	管財部
環境局	環境都市推進部
経済局	産業振興部
教育委員会	学校教育部
	市立学校

##### 3 出資団体等監査

札幌市土地開発公社
公益財団法人 札幌市中小企業共済センター
株式会社 札幌花き地方卸売市場
一般財団法人 札幌産業流通振興協会
社会福祉法人 札幌市福祉事業団
社会福祉法人 札幌恵友会
社会福祉法人 札幌慈啓会
社会福祉法人 神愛園
キャリアバンク・東洋実業グループ

##### 2 定期監査(工事監査)

建設局	下水道施設部
都市局	市街地整備部
豊平区	土木部
清田区	土木部
南区	土木部

# 出資団体等監査

# 平成25年度出資団体等監査報告書

## 監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
札幌市土地開発公社		○		
公益財団法人札幌市中小企業共済センター		○		
株式会社札幌花き地方卸売市場		○		
一般財団法人札幌産業流通振興協会		○		
社会福祉法人札幌市福祉事業団		○	○	○
社会福祉法人札幌恵友会			○	○
社会福祉法人札幌慈啓会			○	○
社会福祉法人神愛園			○	○
キャリアバンク・東洋実業グループ			○	○

※ 一般財団法人さっぽろ産業振興財団については、行政監査（並行監査）として出資等に係る監査を実施している

## 監査の範囲

主として平成24年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

## 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

## 監査の期間

平成25年9月4日から同年12月16日まで

## 監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

## 1 出資団体監査

### (1) 契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

【札幌市土地開発公社】

当法人で行われている契約事務について、下記のとおり、適正を欠く事例がみられたことから、適正な事務の執行に努められたい。

ア 平成24年度初頭に会計システムの更新が行われたが、本システムのハードウェア及びプログラムの導入とは別に締結した「仕訳伝票自動読取装置保守」契約については、当該保守契約に係る支出負担行為伺の決裁を受ける前に契約書を取り交わしていた。

イ 会計システムの更新に当たっては、ハードウェアやプログラムの導入に係る契約に加え、基本導入支援に係る契約を同一業者と締結しており、それぞれの契約は、いずれも200万円未満であることから、規程に定める決裁区分に基づき課長までの決裁がなされていた。

しかし、これらはシステムの更新において互いに不可欠のものであることを考慮すると、合計金額が200万円を超えることから、副理事長の決裁を受けるべきであった。

### (2) 契約に関する規程の整備及び事務処理を適正に行うべきもの

【株式会社札幌花き地方卸売市場】

当法人で行われている契約事務については、特命随意契約できる範囲や契約書の作成を省略できる範囲、工事完了検査や納品検査の方法等、多くの点で統一の取れた事務処理とはなっていない。その原因として、当法人では契約に関する規程類が定められていないため、事務を行ううえで拠りどころとなるべき根拠が明確になっていないことが考えられる。

については、契約に関する規程等を整備し、事務処理の根拠が明確となるよう改善されたい。

なお、下記のとおり、適正を欠く事例が多数みられたことから、適正な事務の執行に努められたい。

ア 方針決裁に契約書(案)が添付されているものの、実際には契約書を取り交わしていなかったもの

イ 特命随意契約を行っている契約について、特命とする理由が乏しいもの

ウ 工事完了検査や納品検査が行われていないもの

エ 契約書・仕様書からは、実際の作業内容、分割支払額、支払時期等が判然としないもの

オ 請書の提出がないもの

カ 業務報告書の提出が、契約書と異なる取扱いになっており、なおかつ、提出漏れがあるもの

**(3) 印影に関する規程の整備を行うべきもの**

【株式会社札幌花き地方卸売市場】

代表取締役印や銀行印等の印影は事務取扱規程で定められているものの、領収書に押す領収印については印影が定められておらず、実際には複数の印影が使用されていた。

については、現金授受における事故防止のためにも、領収印の印影についても規程で明確に定められたい。

**(4) 札幌流通総合会館（アクセスサッポロ）使用料金に係る規程の整備について（意見）**

【一般財団法人札幌産業流通振興協会】

札幌流通総合会館の展示場、会議室、備品等の使用料金については、同会館運営規程別表に定められているが、使用料金を徴収している一部について規程と金額の異なるもの（FAX使用料金）、規程に定めがないもの（スクリーン使用料金、会議室夜間使用料金）のほか、徴収するか否かの条件が明確ではないもの（大展示場暖房料金）、実費徴収額の根拠が明確ではないもの（水道設備使用料金）がみられたことから、当該規程の内容を整備されるよう要望する。

また、主に大展示場を使用する場合の実際の使用料金徴収額は、当法人の営業的判断等に基づき、必ずしも使用実態どおりの金額とはならない事例もあるが、使用料金の減額について、組織としての意思決定手続きを規程等において明確にされるよう、あわせて要望する。

**(5) 物品の購入事務等の取扱基準について（意見）**

【公益財団法人札幌市中小企業共済センター】

当法人において、物品購入等に係る入札や見積合せの事務処理を執り行う根拠として「物品の購入事務等の取扱基準について」がある。当該取扱基準第9項には「この取扱基準に定めのない項目は、札幌市事務処理基準に準じて行うものとする」とあるが、札幌市の基準に従うと実施すべき事務が実施されていないなどの不整合が見受けられた。

全ての事務を札幌市の基準に合わせる必要はないが、事務処理の適正を確保できる範囲で矛盾が生じないよう基準の整備を検討されるよう要望する。

**(6) 金券類の管理を適正に行うべきもの**

【公益財団法人札幌市中小企業共済センター】

金券に類する、さぼーとさっぽろ利用助成券及びスキーリフト助成券については、受払簿を備えて管理しているところであるが、下記のような事例がみられたので、金券類の管理を適正に行うとともに、その事務処理方法を改善されたい。

- ア 払出数や在庫数の記載において、訂正印のないまま修正されている箇所  
が多数みられた。
- イ 払出数や在庫数の記載誤りが散見された。
- ウ 払出先や用途等の記載がなされておらず、受払簿上、使用状況が明らか  
となっていないものがあった。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 実務と契約内容の不整合を改善すべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

一定の時期までに双方いずれかの申し出がない限り契約が継続される旨の  
自動更新条項が設けられている契約について、契約が継続されずに改めて見  
積合せが行われている事例が散見された。双方いずれかの申し出があったか  
どうかについては、書類が存在しないため、確認できない状況となっていた。

については、契約内容と実際の取扱いが不整合のまま放置された場合、紛争  
を生じる恐れもあることから、不整合が解消されるよう改善を図られたい。

### (2) 契約書の作成や請書の徴取を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

経理規程から判断すると、契約書の作成あるいは請書の徴取が必要と考え  
られるものの中に遺漏がみられたことから、適正な取扱いに努められたい。

### (3) 納品検査・完了検査を書類上で明確にすべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

物品の受け入れ時や工事の完了時に納品検査や完了検査が行われたかどう  
かを、書類上で確認できないものが多数あったことから、明確になるよう事  
務処理を見直されたい。

### (4) 豊平老人福祉センター管理業務協定書等の記載内容の見直しについて（意 見）

【社会福祉法人札幌市福祉事業団】

当法人が管理運営を受託している豊平老人福祉センターは、別の団体が管  
理運営を受託している中の島児童会館との併設になっている。このため、清  
掃業務等両施設に共通する業務については、当法人が一括で発注し経費も全  
額負担している。理由は、札幌市から交付を受けている管理費用の中に、児  
童会館分の経費が含まれているためであるとの説明を受けている。

しかし、当センターの管理業務協定書及びこれに係る仕様書には、児童会  
館との関連が記載されていない。このため、札幌市から交付を受けている管  
理費用に児童会館分の経費が含まれていることは、書類上からは確認できな  
い。また、児童会館と共通する経費、例えば共用部分の修繕費等が発生した

場合に、当法人で負担すべき経費の範囲がどこまでなのかについても、明確にはなっていない。

については、管理費用の受け入れや経費の支払いに関しては、根拠を明確にすべきであることから、協定書等の内容の見直しについて、札幌市の所管部局と十分に調整・協議を行うことを要望する。

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 補助金の請求事務を適切に行うべきもの

##### 【社会福祉法人札幌恵友会】

札幌市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）では、補助金の算定に当たり、事務費基準額及び事務費本人徴収額については、各月 1 日現在の実利用人員を基に算定することとなっている。しかし、一部の施設において各月末日の利用人員を基に補助金が算定されていたため、当該施設分については過大な請求となっていた。

補助金は交付要綱に基づき正しく算定し、申請を行われたい。

##### 【社会福祉法人神愛園】

札幌市軽費老人ホームに係る事務費補助金の請求事務において、以下のような事例がみられたので、正確な事務処理を行うよう改善されたい。

ア 利用人員の集計を誤ったことにより、補助金を過大に請求していたもの及び過少に請求していたものがあつた。

イ 当該補助金は、利用者の前年の収入額に応じて変動するが、この収入の認定事務を誤った結果、補助金の請求額が過大になっているものがあつた。

## 参 考

### 監査対象団体の概要

#### 1 出資団体監査

##### (1) 札幌市土地開発公社（所管：財政局管財部）

この法人は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、資本金（基本財産）総額2,000万円の全額を出資している。

#### 平成24年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	4,990
	経 常 費 用 B	16,989
	経 常 △ 損 益 C=A-B	▲11,999
	特 別 △ 損 益 D	0
	当 期 △ 損 益 G=C+D	▲11,999
	前 期 繰 越 準 備 金 H	3,442,640
	繰 越 準 備 金 I=G+H	3,430,641
財 政 状 態 (平成25年3月31日現在)	流 動 資 産 J	6,250,891
	固 定 資 産 K	1,064
	資 産 合 計 L=J+K	6,251,955
	流 動 負 債 M	1,314
	固 定 負 債 N	2,800,000
	負 債 合 計 O=M+N	2,801,314
	資 本 金 P	20,000
	準 備 金 Q	3,430,641
資 本 合 計 S=P+Q	3,450,641	
負 債 及 び 資 本 合 計 T=O+S	6,251,955	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(2) 公益財団法人札幌市中小企業共済センター（所管：経済局産業振興部）

この法人は、市内中小企業の従業員等を対象とする退職金共済事業及び福利共済に関する事業を行うことを目的として、昭和50年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額5,000万円のうち、2,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

平成24年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支の状況	収 入 A	9,622,749
	(うち札幌市からの補助金)	(0)
	(うち札幌市からの委託料)	(0)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(0)
	(うち公の施設の利用料金)	(0)
	支 出 B	9,567,702
	当期収支差額 C=A-B	55,046
財政状態 (平成25年3月31日現在)	流動資産 F	514,688
	固定資産 G	43,201,560
	資産合計 H=F+G	43,716,249
	流動負債 I	339,626
	固定負債 J	42,521,853
	負債合計 K=I+J	42,861,480
	正味財産 L=H-K	854,768
負債・正味財産合計 M=K+L	43,716,249	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(3) 株式会社札幌花き地方卸売市場（所管：経済局産業振興部）

この法人は、札幌市とその周辺地域の消費者に、新鮮かつ豊富な花き園芸品を安定した価格により供給する拠点市場として、昭和55年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に資本金総額5,000万円のうち2,600万円の出資を行ったが、その後、本市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は4億7,000万円、うち本市の出資額は2億3,600万円（出資比率50.2%）となっている。

第1表 第34期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	131,140
	経 常 費 用 B	117,522
	経 常 △ 損 益 C=A-B	13,617
	特 別 △ 損 益 D	1,469
	法 人 税 等 E	5,992
	当 期 △ 損 益 F=C+D-E	9,094
	前 期 繰 越 利 益 G	85,386
	繰 越 利 益 剰 余 金 H=F+G	94,480
財 政 状 態 (平成25年3月31日現在)	流 動 資 産 I	207,401
	固 定 資 産 J	517,825
	資 産 合 計 K=I+J	725,227
	流 動 負 債 L	114,020
	固 定 負 債 M	46,725
	負 債 合 計 N=L+M	160,746
	資 本 金 O	470,000
	利 益 剰 余 金 P	94,480
	純 資 産 合 計 Q=O+P	564,480
	負 債 及 び 純 資 産 合 計 R=N+Q	725,227

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成25年3月31日現在)

株 主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	204,000	50.2
札幌花き園芸(株)	164,600	40.5
北海道植物(株)	19,000	4.7
(株)北海道銀行	16,000	3.9
はまなす花き(株)	2,400	0.6
合 計	406,000	100

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(4) 一般財団法人札幌産業流通振興協会（経済局産業振興部）

この法人は、道内外の工業製品等の展示紹介等を通じて、北海道産業の高度化と経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図り、経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和57年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、出資金総額5,000万円のうち、3,000万円（出資比率60.0%）を出資している。

平成24年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の 状 況	収 入 A	216,768
	(うち札幌市からの補助金)	(0)
	(うち札幌市からの委託料)	(0)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(0)
	(うち公の施設の利用料金)	(0)
	支 出 B	215,353
	当期収支差額 C=A-B	1,414
財政状態 (平成25年3月31日現在)	前期繰越収支差額 D	28,001
	次期繰越収支差額 E=C+D	29,416
	流動資産 F	54,781
	固定資産 G	1,390,996
	資産合計 H=F+G	1,445,777
	流動負債 I	25,364
	固定負債 J	37,428
負債合計 K=I+J	62,793	
正味財産 L=H-K	1,382,984	
負債・正味財産合計 M=K+L	1,445,777	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

**(5) 社会福祉法人札幌市福祉事業団（保健福祉局高齢保健福祉部）**

この法人は、前身である財団法人札幌市福祉事業団(昭和61年設立)から業務承継し、平成8年に社会福祉法人として新たに設立されたものであり、札幌市が設置した公の施設である老人福祉センターのうち8センターの管理運営及び当該施設を利用したデイサービス等の事業、札幌市長生園、札幌市保養センター駒岡の管理運営等を実施している。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額1,000万円の全額を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成24年度、公の施設である老人福祉センター等の維持管理に要する管理費用として総額4億347万円を支出しているほか、法人の運営に係る経費に対し、10万円の補助金を交付している。

平成24年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業活動増減 の 状 況	収 入 A	952,636
	(うち札幌市からの補助金)	(107)
	(うち札幌市からの委託料)	(26,578)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(403,472)
	(うち公の施設の利用料金)	(126,682)
	支 出 B	936,582
	当期活動増減差額 C=A-B	16,054
	前期繰越活動増減差額 D	69,084
	その他の積立金取崩額 E	7,394
	その他の積立金積立額 F	2,001
	次期繰越活動増減差額 G=C+D+E-F	90,530
財 政 状 態 (平成25年3月31日現在)	流 動 資 産 H	262,183
	固 定 資 産 I	320,189
	資 産 合 計 J=H+I	582,372
	流 動 負 債 K	59,016
	固 定 負 債 L	331,282
	負 債 合 計 M=K+L	390,299
	純 資 産 合 計 N=J-M	192,073
	負 債 ・ 純 資 産 合 計 O=M+N	582,372

(注) 本表は、事業活動計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 社会福祉法人札幌市福祉事業団

法人の概要については、1(5)参照

平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所 管 部 局
養護老人ホーム札幌市長生園	—	14,417,519	保 健 福 祉 局 高 齢 保 健 福 祉 部
札幌市老人福祉センター(8館)	312,100,000	12,888,600	
札幌市保養センター駒岡	91,372,000	99,376,280	
合 計	403,472,000	126,682,399	

(注)1 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

2 札幌市長生園については、措置費等により運営されている。

## (2) 社会福祉法人札幌恵友会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和52年に設立されたものである。主な事業として第一種社会福祉事業（6事業）、第二種社会福祉事業（8事業）及び公益事業（4事業）の運営を行っている。

札幌市は、この法人に対し、平成24年度総額8,502万円の補助金を交付するとともに、公の施設である札幌市屯田西老人デイサービスセンターの運営管理について、この団体に行わせている。

### 平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市屯田西デイサービスセンター	—	50,723,900	保健福祉局 高齢保健福祉部
合計	—	50,723,900	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

## (3) 社会福祉法人札幌慈啓会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、大正14年に設立されたものである。

主な事業として、慈啓会養護老人ホーム、慈啓会特別養護老人ホーム、慈啓会病院等を設置経営しているほか、札幌市が設置した公の施設である札幌市菊寿園、札幌市稻寿園、札幌市拓寿園の管理運営を行っている。

札幌市は平成24年度、法人の運営等に係る経費に対し、総額577万円の補助金を交付するとともに、公の施設の管理運営に要する経費として、1億2,494万円の管理費用を支出している。

### 平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市稻寿園	—	68,051,455	保健福祉局 高齢保健福祉部
札幌市菊寿園	92,912,456	—	
札幌市拓寿園	32,037,000	—	
合計	124,949,456	68,051,455	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

#### (4) 社会福祉法人神愛園

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、キリスト教の精神に立って、支援することを目的として、昭和45年に設立されたものである。

当法人は、軽費老人ホーム（A型）「星置ハイツ」及びケアハウス「シャローム羊ヶ丘」並びに特別養護老人ホーム「神愛園手稲」及び「神愛園清田」の設置経営、老人デイサービス事業等を行っているほか、札幌市は、公の施設である軽費老人ホーム（B型）「札幌市琴寿園」の管理運営をこの法人に行わせている。

札幌市は平成24年度、軽費老人ホームに係る事務費等に対し、総額9,716万円の補助金を交付するとともに、公の施設の維持管理に要する経費として、3,226万円の管理費用を支出している。

#### 平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市琴寿園	32,266,000	—	保健福祉局 高齢保健福祉部
合計	32,266,000	—	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

#### (5) キャリアバンク・東洋実業グループ

この団体は、札幌市産業振興センターを運営・維持管理する指定管理者となるため、平成21年9月に設立されたコンソーシアムであり、団体の構成組合員は「キャリアバンク(株)」「(株)東洋実業」である。

札幌市はこの団体に対し、平成24年度において札幌市産業振興センターの管理に要する経費として1,304万円を支出するとともに、札幌市産業振興センター管理業務協定書に定められた自主事業の経費に対し1,154万円の補助金を交付している。

#### 平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市産業振興センター	13,049,000	81,175,439	経済局 産業振興部
合計	13,049,000	81,175,439	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 社会福祉法人札幌市福祉事業団

法人の概要は、1(5)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
社会福祉法人等による利用者負担額の減額措置事業補助	107,000	保健福祉局 高齢保健福祉部
合 計	107,000	

#### (2) 社会福祉法人札幌恵友会

法人の概要は、2(2)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
軽費老人ホーム事務費補助	82,553,964	保健福祉局 高齢保健福祉部
結核健康診断事業補助	39,760	
介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助	1,439,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助	988,504	保健福祉局 障がい保健福祉部
合 計	85,021,228	

#### (3) 社会福祉法人札幌慈啓会

法人の概要は、2(3)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
社会福祉施設整備資金借入利子補助	2,198,490	保健福祉局 高齢保健福祉部
介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助	3,577,000	
合 計	5,775,490	

(4) 社会福祉法人神愛園

法人の概要は、2(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
軽費老人ホーム事務費補助	95,556,537	保健福祉局
社会福祉施設整備資金借入利子補助	1,603,768	高齢保健福祉部
合 計	97,160,305	

(5) キャリアバンク・東洋実業グループ

団体の概要は、2(5)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
中小企業経営セミナー等事業	11,545,000	経済局 産業振興部
合 計	11,545,000	